

第六八回

参第五号

へき地教育振興法の一部を改正する法律（案）

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 へき地学校において学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）による学校給食（以下「学校給食」という。）を実施すること。

第三条に次の一号を加える。

六 へき地学校の児童及び生徒の通学のための自動車又は船舶を購入し、整備し、及び運行し、寄宿舎を設け、その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 へき地学校に養護教諭又は養護助教諭を配置すること。

第五条の二を次のように改める。

（へき地手当等）

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、へき地学校に勤務する教員及び職員に対して、へき地手当を支給しなければならない。

2 前項の規定により都道府県が支給すべきへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、へき地手当に関するへき地学校の級別及び種別に応ずる支給割合を乗じて得た額とする。ただし、その額がへき地学校の級別及び種別に応じて定められる最低保障額に達しないときは、その最低保障額に相当する額をへき地手当の月額とするものとする。

3 へき地手当に関するへき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度及び市町村の財政の状況に応じ、一級から五級までとし、へき地手当に関するへき地学校の種別は、五級について、へき地学校の所在地の保健、医療その他の衛生に関する環境の程度に応じ、一種から三種までとする。

4 へき地手当に関するへき地学校の級別及び種別の指定は、文部省令で定める級別及び種別の指定の基準に従い、条例で行わなければならない。

5 第二項に規定する支給割合は、次の表の上欄に掲げる級別及び種別に応ずるそれぞれ同表の中欄に掲げる割合を基準とし、同項に規定する最低保障額は、同表の上欄に掲げる級別及び種別に応ずるそれぞれ同表の下欄に掲げる額を下らないように、条例で定めなければならない。

へき地学校の級別及び種別	基準となるべき割合	最低保障基準額
一 級	百分の十	六千八百円
二 級	百分の十五	一万二百円
三 級	百分の二十	一万三千六百円

四	級	百分の二十五	一万七千円
五	級	一 種	百分の三十
		二 種	百分の三十三
		三 種	百分の三十六
			二万四千四百八十円

6 へき地学校が当該学校に勤務する教員及び職員に対し調整手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と調整手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部省令で定める基準に従い、条例で定める。

第五条の三第一項中「へき地学校等」を「へき地学校」に、「百分の四」を「百分の五」に改め、同条第二項中「へき地学校等」を「へき地学校」に改める。

第五条の三を第五条の五とし、第五条の二を第五条の四とし、第五条の次に次の二条を加える。

(市町村の負担)

第五条の二 へき地学校において学校給食を実施する場合における学校給食法第六条第二項の学校給食費は、同項の規定にかかわらず、当該へき地学校を設置する市町村の負担とする。

(生活指導等に従事する教諭等)

第五条の三 へき地学校には、もつぱら児童又は生徒の生活指導に従事する教諭又は助教諭を置かなければならない。

2 寄宿舎を設けるへき地学校には、もつぱら寄宿舎における児童又は生徒の教育に従事する教諭又は助教諭を置かなければならない。

第六条第一項中「二分の一」を「十分の八」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、市町村が第三条第六号の寄宿舎に寄宿する児童又は生徒に対して食事を給する場合には、当該市町村に対し、当該食事を給するために要する経費（学校給食の実施に係るものを除く。）で当該市町村の負担に係るものについて、その十分の八を補助する。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第五条の二及び第五条の三の改正規定（第五条の二及び第五条の三の条名を改める部分を除く。）は、昭和四十七年十月一日から施行する。

2 昭和四十七年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお従前の例による。

## 理 由

へき地教育の振興をはかるため、市町村及び都道府県の任務に関する規定を整備するとともに、へき地手当を支給する場合の基準となるべき割合を高め、かつ、その最低保障基準額を定めることとし、あわせて国の市町村に対する補助率を十分の八に高めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十八年度において約二百四十一億六千六百万円（昭和四十七年度約五億八千百万円）の見込みである。